

令和5年横審第33号

裁 決
漁船A浸水事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年10月19日23時40分

東京都西之島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 349トン

全 長 63.24メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,912キロワット

3 事実の経過

Aは、平成10年6月に進水した大中型まき網漁業に従事する鋼製漁船で、上甲板に船首から順に船首部甲板、最上層に操舵室を配した3層の甲板室、後部甲板、甲板室下方に機関室及び機関監視室を配置し、機関監視室内には配電盤及び制御盤等、甲板室右舷側面には甲板室通路を経て機関室に至る水密扉（以下「水密扉」という。）付きの出入口（以下「甲板室出入口」という。）をそれぞれ備え、a受審人ほか11人、フィリピン共和国籍8人及びミクロネシア連邦籍3人の船員が乗り組み、操業の目的で、令和4年9月8日09時00分静岡県焼津港を発し、越えて14日フィリピン共和国ミンダナオ島東方沖合の漁場に至って操業を始め、かつお及びまぐろを約670トン漁獲したのち、船首3.46メートル船尾6.42メートルの喫水をもって、越えて10月16日12時46分漁場を発進して帰途に就いた。

沖縄気象台は、越えて19日05時40分沖縄東方海上で気圧の傾きが急になっており、北東の風が強く、最大風速15メートルに達するとして、沖縄東方海上海域に注意期間を20日15時までとする海上風警報を発表し、11時40分及び17時40分同警報を継続していた。

a受審人は、インターネットで気象情報を入手し、19時00分北緯26度15分東経138度30分の地点（以下「基点」という。）から177度（真方位、以下同じ。）33.0海里の地点で、針路を345度に定めて自動操舵とし、14.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、インターネットで入手した気象情報から次第に荒天になると予測し、甲板室出入口を開放して航行を続けると、甲板に打ち込んだ海水が同出入口を通じて機関室に流入するおそ

れがあったが、高起した波が甲板に打ち込むようになれば、甲板員が自発的に水密扉を閉鎖するものと思い、同扉の閉鎖を指示するなど、荒天準備を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、22時00分船橋当直を甲板員に委ねて降橋し、荒天準備を行わないまま続航中、23時40分基点から337度34.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、高起した波が甲板に打ち込み、大量の海水が開放したままの甲板室出入口を通じて機関室に流入し、船内が浸水した。

当時、天候は雨で風力6の北北東風が吹き、沖縄東方海上海域には海上風警報が発表され、北北東から波高約3メートルの波浪があった。

a 受審人は、自室で休憩中、船橋当直者から報告を受けて昇橋し、事後の措置に当たった。

浸水の結果、機関監視室内の配電盤等に濡損を生じたが、自力航行により焼津港に入港し、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件浸水は、夜間、西之島西方沖合において、沖縄東方海上海域に海上風警報が発表された状況下、焼津港に向けて航行中、荒天準備が不十分で、甲板に打ち込んだ海水が開放したままの甲板室出入口を通じて機関室内に流入したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、西之島西方沖合において、沖縄東方海上海域に海上風警報が発表された状況下、焼津港に向けて航行中、入手した気象情報から次第に荒天になることを予測した場合、甲板室出入口を開放して航行を続けると、甲板に打ち込んだ海水が同出入口を通じて機関室に流入するおそれがあったのだから、水密扉の閉鎖を指示するなど、荒天準備を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、高起した波

が甲板に打ち込むようになれば、甲板員が自発的に水密扉を閉鎖するものと思い、荒天準備を十分に行わなかった職務上の過失により、甲板に打ち込んだ海水が開放したままの甲板室出入口を通じて機関室内に流入し、船内に浸水する事態を招き、配電盤等に濡損等を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔